

1 試験の概要

1 介護支援専門員実務研修受講試験とは

この試験は、介護支援専門員を養成するための「介護支援専門員実務研修」を実施するためにあたって、実務研修の受講希望者が介護保険制度等に関する一定水準の知識を有していることを事前に確認するために行うものです。介護支援専門員には、対人援助に必要な専門知識と豊富な実務経験を有していることが求められます。このため、対人援助の実務経験を重視した受験資格が定められており、この実務経験がなければ、受験することはできません。

2 試験の日時・会場

日 時	令和5年10月8日（日）
試験開始時間	午前10時（9時30分から開始前オリエンテーション）
会 場	岡山大学 津島キャンパス 岡山市北区津島中1丁目1番1号 岡山科学技術専門学校 昭和町校舎 岡山市北区昭和町8-10

地図⇒P32～33

※ 変更となる場合があります。

3 申込みの受付（詳細はP5～）

受付期間	令和5年6月1日（木）～6月30日（金）	※最終日消印有効
郵 送 先	①備前県民局古京庁舎 健康福祉課長寿社会班 岡山市中区古京町1-1-17 ②備中県民局第二庁舎 健康福祉課長寿社会班 倉敷市羽島1083 ③美作県民局第二庁舎 健康福祉課長寿社会班 津山市椿高下114	
提出方法	住所地又は勤務地を所管区域とする各県民局に提出書類（詳細はP15～18）を簡易書留で郵送	

4 受験手数料

9,220円（岡山県収入証紙による支払い）

受験申込書へ岡山県収入証紙を過不足なく貼り付けて提出してください。

岡山県収入証紙は、県内各地の証紙販売場所で購入できます。 P8～12

※ 収入印紙と間違えないようにご注意ください。

5 岡山県で受験できる方

- ① 申込み時点で岡山県内に実務経験に算入可能な業務で勤務している方
 ② 申込み時点で勤務していない方（又は実務経験に算入できない業務で勤務している方）
 であって、岡山県内に住所地がある方

申込日現在の業務	受験地の基準	勤務地・住所地	受験地
① 実務経験に算入可能な業務で勤務している場合	勤務地	岡山県で勤務	岡山県
		岡山県外で勤務	勤務地
② 実務経験に算入できない業務で勤務している場合、又は勤務をしていない場合	住所地	岡山県に在住	岡山県
		岡山県外に在住	住所地

6 受験資格

対象者は、表1の第1号及び第2号の業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である方です。（平成27年より改正）

<表1>

	業務の種類	資格要件	従事期間・日数
第1号	免許・資格に基づく業務	医療系又は福祉系の免許・国家資格 (詳細⇒P25)	5年間以上 <u>かつ</u> 900日以上
第2号	相談援助業務	生活相談員	期間の通算方法 ⇒P13～14
		支援相談員	
		相談支援専門員	
		主任相談支援員	

詳細⇒
P26～27

次の該当者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、登録を受けることができません。

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

※ 提出書類の記載事項に虚偽・不正の事実が判明した場合は、合格・登録を取り消すことになるので、書類は適正に作成してください。

7 受験票の送付

発送時期 9月下旬（簡易書留で郵送します。）

※ 9月26日（火）までに届かない場合は、試験事務局にお問い合わせください。

受験申込み後に、住所・氏名が変わった場合

⇒ 住所・氏名の変更届 を提出

様式⇒P 49

※ 氏名が変わった場合は、戸籍抄本（原本、旧氏名が明示されているもの）を添付してください。

※ 封書の表書に「住所・氏名の変更届」と朱書して、試験事務局へ簡易書留で郵送してください。

2 申込みの受付について

1 申込方法

- 受付期間 令和5年6月1日（木）～6月30日（金） **※最終日消印有効**
- 郵送先 ① 備前県民局古京庁舎 健康福祉課長寿社会班 岡山市中区古京町1-1-17
② 備中県民局第二庁舎 健康福祉課長寿社会班 倉敷市羽島1083
③ 美作県民局第二庁舎 健康福祉課長寿社会班 津山市椿高下114
- 提出方法 住所地又は勤務地を所管区域とする**県民局に**提出書類を**簡易書留で郵送**
**※ 岡山県収入証紙は、県内各地の証紙販売場所（P8～12）で購入
できます。**

2 提出書類の審査

- ① 各県民局で、係員が書類の一次審査を行います。一次審査は、必要書類がすべて揃っているか、記載事項に不備がないかを確認するものです。一次審査で書類の不足や記載不備が判明した場合は補正の連絡を行いますので、**受付期間内に、提出した郵送先に簡易書留で再度郵送**してください。
- ② 一次審査を通過した書類は、試験事務局で二次審査を行います。二次審査で不備を認めた場合は、**提出期限を明示して再度補正を求めます。（簡易書留で郵送）**
※ 期限内に不備が補正されない場合は、受験できません。
- ③ 申込み後の受験手数料は、返還しません。ただし、審査の結果、受験資格を有さなかった者については、提出書類と受験手数料は返還します。

注意事項

- 郵送での受付のため、補正を求める場合は、電話での連絡や書類の返却による対応となります。書類の補正に時間を要することとなりますので、余裕を持った申込みをお願いします。
- 書類の提出前に、P43のチェックリストで書類を十分に確認のうえ、**不備のない書類を提出されるようお願いします。不備のため期間内に受付できない場合、受験できないおそれがあります。**

3 身体障害者等に対する受験特別措置

身体障害や傷病により、通常の受験が困難である場合は、障害等の種類・程度により特別措置を申請することができます。(詳細はP 18)

特別措置の内容

特別措置の対象	特別に措置する事項	
	必ず措置する事項	受験者からの希望により措置する事項
視覚障害	点字による解答、文字による解答、試験時間の延長(1.3倍～1.5倍)、別室受験	録音テープ等試験問題の併用、試験会場への乗用車での入構、拡大文字問題冊子の配布、照明器具の準備等
聴覚障害	なし	手話通訳者の付与、補聴器の持参使用、注意事項等の文書による伝達等
肢体不自由	チェックによる解答、試験時間の延長(1.3倍)、別室受験	介助者の付与、特製机の使用、試験会場への乗用車での入構
その他病弱者等 (疾病、傷病、妊娠中等)	なし	別室受験、試験室までの付添者の同伴、試験会場への乗用車での入構等

郵 送 先 1

〒703-8278

備前県民局古京庁舎（県備前保健所）

岡山市中区古京町 1-1-17

健康福祉課 長寿社会班

（直通）086-272-3931

※弓之町庁舎とは異なりますのでご注意ください。

郵 送 先 2

〒710-8530

備中県民局第二庁舎（県備中保健所）

倉敷市羽島 1083

健康福祉課 長寿社会班

（直通）086-434-7022

郵 送 先 3

〒708-0051

美作県民局第二庁舎（県美作保健所）

津山市椿高下 114

健康福祉課 長寿社会班

（直通）0868-23-0112

※第一庁舎とは異なりますのでご注意ください。